

鹿児島市建築物における清掃業務委託契約に係る指名競争入札発注基準

平成27年2月25日

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱（昭和62年12月1日制定）第5条第3項の規定に基づき、建築物における清掃業務の委託契約に係る指名競争入札のための格付等級に係る発注の基準（以下「発注基準」という。）を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 発注基準は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

指名対象業者格付等級	設計金額	指名業者数（1案件につき）
A等級	650万円以上	5者から12者まで
B等級	650万円未満	

付 則

この基準は、平成27年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。